

公益社団法人松戸市シルバー人材センター福祉有償運送サービス
事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、運送者公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「運送者」という。）が行う福祉有償運送サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項などを定め、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運送者は事業を実施し、要介護認定者や要支援認定者、身体障害者などの移動の手助けをすることにより、単独でタクシー等の公共交通を利用しての移動が困難な方が、いつでも気軽に外出できるようにし、利用者の社会的な交流の機会を広げ、利用者が生き生きと健康に生活をしていく一助を担う。また、60歳以上というセンター会員が運転者となることで、高齢者の就業の場を拡大するとともに、元気な高齢者が超高齢社会を支える社会貢献のひとつとする。

2 運送者が実施するサービスは次のとおりとする。

(1) 福祉有償運送サービス

福祉有償車両により利用者の方をお迎えに行き、目的地にお送りする原則ドア・ツー・ドアの運送サービス

(2) 待機・付添サービス

運転者が目的地で帰りの時間まで待機し、又は、身体介助が伴わない形での付添をするサービス

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 公益社団法人松戸市シルバー人材センター

(2) 所在地 松戸市旭町一丁目 174 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 運送者は従業者の職種、員数及び職務内容を次のとおり定める。

(1) 運行管理責任者 1名

ア 運行管理責任者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

イ 運行管理責任者は、安全運転管理者の資格を有する者を充てる。

(2) 運行管理責任者の代行者 1名以上

運行管理責任者の代行者は、運行管理責任者不在時等の代行を行う。

(3) オペレーター 1名以上

オペレーターは、利用者からの福祉有償運送サービスの申し込みに係る対応、料金徴収業務、運行管理責任者との調整などを行う。

(4) 運転者 10名程度

運転者は、福祉有償運送サービスの運行とそれに連動した身体介助の伴わない付き添いサービスなどを実施するものとする

(5) 整備管理責任者 1名

ア 整備管理責任者は、使用車両の整備に関する一連の業務を実施、監督する。

イ 整備管理責任者は運行管理責任者が兼ねることができる。

(6) 整備管理責任者の代行者 1名以上

ア 整備管理責任者の代行者は、整備管理責任者不在時等の代行を行う。

イ 整備管理責任者の代行者は運行管理責任者代行者が兼ねることができる。

(運転者の資格)

第5条 福祉車両の運転者は、運転歴、年齢などを考慮して、十分な能力及び経験を有すると認められる次の①又は、②の要件を満たす者とする。

① 普通第二種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者

② 普通第一種免許を受けており、かつその効力が過去2年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者

2 セダン車の運転者は、前項に加えて次の要件のいずれか一つを満たす者とする。

① 介護福祉士

② 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を受講したもの

③上記①②以外に国土交通大臣が認める要件を満たしたもの（訪問介護員など）

（福祉有償運送の対象者）

第6条 福祉有償運送の対象者は、次の者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であって、利用者として登録されている者及びその付添い人とする。

(1)身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

(2)介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定者

(3)介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定者

(4)その他肢体不自由、内部障害、知的障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者

2 車いす利用者については、福祉有償運送の対象者とするが車いすに乗ったままの運送は当面実施しないので車いすをたたんで積み込み、座席に座っての運送が可能であることなどの条件を附す。ただし、今後の需要によっては車いすに乗ったままでの運送を実施する。

3 運送の対象者については、登録時に前各項の資格要件のチェックを行い、旅客名簿を整備し事務所に常備するとともに、必要に応じては松戸市福祉有償運送運営協議会等に報告する。

（運送の区域）

第7条 運送の区域は松戸市内とする。ただし、発地、着地のいずれかが松戸市内の場合は発地から着地までの自動車移動での通常所要時間などを検討したうえで利用の可否を決定する。

2 前項の可否の決定については、可能な限り速やかにオペレーターから申し込み者に回答する。

（営業日及び営業時間）

第8条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝日法による休日、お盆期間の3日間、年末年始の12月29日から1月3日までは休業日とする。

(2)営業時間 事務所を出発する時刻、事務所に帰着する時刻が午前8時30

分から午後 5 時 00 分までを原則とする。

(使用車両)

第 9 条 運行者は事業実施に資する車両を次のとおり用意する。

- (1) 事業開始時 乗用軽ワンボックス車両スローパー又は昇降シート車
2 台
- (2) 今後の対応 サービス需要に応じ車両の確保を図る。

(利用料金等)

第 10 条 福祉有償サービスの利用料金は、次のとおりとする。

- (1) 運送の対価 (乗車から降車までの時間制)
15 分未満 630 円
以降 15 分毎に 630 円加算
- (2) 迎車・回送料金 (事務所から発地、着地から事務所までの運転時間
合算)
15 分未満 265 円
以降 15 分毎に 265 円加算
- (3) 待機・付添料金 (利用者が再乗車するまでの待ち時間、送り先での
身体介助のない付添)
15 分未満 265 円
以降 15 分毎に 265 円加算
- (4) その他の経費
有料駐車場代 実費

(緊急時等の対応方法)

第 11 条 緊急時等の対応について、次のとおり定める。

- (1) 利用者の急変
福祉有償サービス中に利用者の体調が急変するなど緊急事態が生じた
ときは、すみやかに利用者の家族、主治医等に連絡するとともに、運行
管理責任者に報告しなくてはならない。また、主治医等への連絡が困難
な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- (2) 事故発生時
運転者は、運送中に万一事故が発生した場合には、次のとおり対応す

る。

- ① 事故の続発を防ぐための措置を講じる。
- ② 死傷者のある時には、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じる。
- ③ 警察署に報告し、指示を受ける。
- ④ 運行管理の責任者に緊急連絡して指示を受ける。
- ⑤ 重大事故に関するものは、松戸市地域福祉課に連絡し、指示を受けるとともに、30 日以内に松戸市福祉有償運送運営協議会及び運輸支局長等に報告する。

(3) 車両の任意保険

運送者は、使用する車両について下記のと通りの任意保険を契約する。

- ① 対人保険 無制限
- ② 対物保険 無制限
- ③ 搭乗者保険 5,000 万円

(苦情処理)

第 12 条 福祉有償サービス提供に係る利用者等からの苦情を受けたときは、遅滞なく、内容を調査し、改善に向けた対応を図る。

(個人情報保護)

第 13 条 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに務める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、福祉有償運送サービスの提供以外の目的以外には原則利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又は、その代理人の了解を得る。
- 3 福祉有償運送サービス従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の個人情報を他に漏らしてはならない。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、就業規則に明記する。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。